

「令和8年度千葉県副業人材マッチング支援事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

○質問と回答（令和8年2月9日受付分）

番号	質問	回答
1	令和7年度開催の対面型のマッチングイベントについて、どのような形式で進めたのか。また、良かった点は何か。	企業の自社の課題をプレゼンテーションしてもらい、その後、企業と副業人材の意見交換を実施した。 対面型のマッチングイベントを開催することで、企業の課題および実現したい事項について、副業人材の理解が一層深まり、マッチングに際して企業と人材の間の認識齟齬が解消された。
2	令和8年度開催予定の対面型のマッチングイベントについて、仕様書案には、企業10社、副業人材100名程度と記載がある。 企業と人材の密な意見交換を行う上では、もう少し規模を小さくしてもよいと思われるが、調整は可能か。また、開催場所は都内でなくてはならないか。千葉県内での開催は可能か。	企業10社、副業人材100名は目標値であるものの、企業と人材の密な意見交換に適した規模となるよう、参加数の調整は可能である。 また、開催場所は副業人材の参加しやすさを踏まえ、都内での開催を想定しているが、千葉県内（都心部）での開催も検討可能である。

○質問と回答（令和8年2月10日から2月18日までの受付分）

番号	質問	回答
1	内閣府が、地域金融機関による人材マッチングの取組を後押しする施策として実施する「先導的人材マッチング事業」について、副業人材マッチング支援事業を通じてマッチングが成立した案件について、金融機関は本マッチングを対象として、補助申請することは可能か。	副業人材マッチング支援事業で企業と人材がマッチングした際、金融機関が「先導的人材マッチング事業」を活用して補助申請を行うことは禁止しておりません。なお、「先導的人材マッチング事業」は内閣府の事業のため、補助申請の可否は同事業の執行管理団体（PwC コンサルティング合同会社）にお問い合わせください。